　　申請書等の様式

　　規則第２条　（法定外公共物の工事の承認申請）

　　　　　　　　　　法定外公共物工事承認申請書

　　　　　　　　　　帰属書

　　　　　　　　　　誓約書

　　　　　　　　　　法定外公共物工事承認（不承認）通知書

　　規則第３条　（法定外公共物の工事の変更申請）

　　　　　　　　　　法定外公共物工事承認変更申請書

　　　　　　　　　　法定外公共物工事変更許可（不許可）通知書

　　規則第４条　（法定外公共物の工事の着手届）

　　　　　　　　　　工事着手届出書

　　規則第５条　　（法定外公共物の工事の完了届）

　　　　　　　　　　工事完了届出書

（規則第２条関係）

法定外公共物工事承認申請書

年　　月　　日

　宝塚市長

住所

氏名

電話番号

　宝塚市法定外公共物管理条例第５条第１項の規定により法定外公共物の工事の承認を受けたいので下記のとおり関係書類を添付して申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 法定外公共物の名称 | 道路（里道）　　水路　　堤とう敷　　ため池 |
| 工事目的 |  |
| 工事場所 | 宝塚市　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　地先から  宝塚市　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　地先まで |
| 工事面積 |  |
| 工事期間 | 年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日まで |
| 添付書類 | 位置図　　公図の写し　　平面図　　構造図　　縦横断面図　　実測求積図　　現況写真　工事の設計書及び実施計画書　　　　利害関係者の同意書　　工事に係る理由書又は説明書  その他（ 　　　　　　　　　　　　　　　　 ） |
| 帰属書 | 別紙のとおり |
| 誓約書 | 別紙のとおり |
| 連絡方法 | 担当者氏名  電話 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 起案　平成　　年　　月　　日　　　　　　　　決裁　平成　　年　　月　　日 | | | | | | | | | | | | |
| 上記の申請について、別紙のとおり承認・不承認します。 | | | | | | | | | | | | |
| 課 | | | | | | 合　議 課 | | | | | 宝塚市指令  　　　　第　　　　　号 | |
| 課　長 | | 係　長 | | 係　員 |  | 課　長 | | 係　長 | 係　員 |  |
| 合  議 |  | | | | | 合  議 |  | | | | 合  議 |  |
| 受領印 | | | 受領年月日 | | | 意  見 |  | | | | | |
|  | | |  | | |

（規則第２条関係）

帰属書

　法定外公共物の工事完了後は、構造物及びその付属物一切を、以下のとおり無償にて市有に帰属いたします。

　また、土地の帰属を伴う場合、分筆作業等の諸手続きについては、完了するまでに全て当方にて行うとともに、法務局へ登記申請に必要な書類等の作成も行います。

　　　　　年　　月　　日

宝塚市長

　　　　　　　住所

　　　　　　　氏名

　・構造物及びその付属物（別添平面図及び構造図のとおり）

　・土地帰属面積（別添丈量図のとおり）

　　　　宝塚市　　　　　　　　　　　　　　番の内　約　　　　　　　　㎡

（その他）　※土地の帰属が生じ登記申請に必要書類

　　　　　　　①寄付申出書　②付近見取図　③実測求積図　④字限図

　　　　　　　⑤土地の全部事項証明書　⑥登記承諾書　⑦寄付承諾書

　　　　　　　⑧登記原因証明情報　⑨印鑑証明書　⑩法人の代表者事項証明書

　　　　　　　⑪法人の履歴事項証明書等（社名変更・所在地変更その他がある場合）

（規則第２条関係）

誓約書

　法定外公共物の工事の施工に伴い、市又は第三者に損害を及ぼしたときは、すべて当方においてその賠償の責を負うことを誓約いたします。

　また、工事の承認に対する条件はこれを厳守します。

　　　　　年　　月　　日

宝塚市長

　　　　　　　住所

　　　　　　　氏名

（規則第２条関係）

法定外公共物工事承認（不承認）通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

宝塚市長　　　　　　　　　印

　　　　　年　　　月　　日付で申請のあった宝塚市法定外公共物管理条例第５条第１項の工事の承認申請については、下記のとおり決定をしたので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 法定外公共物の名称 | 道路（里道）　　水路　　堤とう敷　　ため池 |
| 工事目的 |  |
| 工事場所 | 宝塚市　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　地先から  宝塚市　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　地先まで |
| 工事面積 |  |
| 工事期間 | 年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日まで |
| 決定の内容 | 承認　・　不承認 |
| 承認の条件 | １．別紙のとおり  ２． |
| 不承認の理由 |  |

|  |
| --- |
| この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に宝塚市長に対して審査請求をするか、又はこの決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に宝塚市を被告として（訴訟において宝塚市を代表する者は宝塚市長となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えを当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、提起することができます。  　なお、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると、審査請求及びこの決定の取消しの訴えのいずれもすることができなくなります。 |

承認又は許可の条件

１．申請内容及び以下に掲げる条件違反したときは、承認又は許可を取消し原状回復を命　じ、申請者及び施行業者に対しては以後占用及び掘削について許可しない場合がある。

２．工事に着手するときは、工事着手届出書を市長に提出すること。

３．工事が完了したときは、当該工事の状況を示すカラー写真を添えて工事完了届出書を　市長に届け出て、検査を受けること。

４．工事完了後は、構造物及びその付属物一切を無償にて市に帰属しなければならない。　また、土地の帰属を伴う所有権移転登記等の諸手続きについての必要な書類等の作成は、工事が完了するまでに申請者が全て行わなければならない。

５．申請者は、工事の施工に伴い、市又は第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責　を負わなければならない。

５．地元住民と事前協議を行い工事着手後苦情等のないよう万全を講じること。

６．境界杭、境界板及び基準点を損傷した場合は報告のうえ申請者の負担で復元すること。

７．法定外公共物の保持に支障を及ぼさないための措置を講ずること。

８．工事にあたり他の占用物件に影響を及ぼすおそれのある場合は、その占用者の立会を　求め事故の防止に務めること。

9.　工事中は、工事の箇所、目的、期間、承認年月日、承認番号及び工事申請人の住所氏　名等を明記した標示板を設置すること。

10.　法定外公共物に掘削した土砂及び資材等を積み上げないこと、完了と同時に清掃す　るとともに、残材等は即刻撤去すること。

11.　以上のほか、法定外公共物管理条例、同施行規則及びその他関係法令を尊守するこ　と。

（規則第３条関係）

法定外公共物工事承認変更申請書

年　　月　　日

　宝塚市長

住所

　　　　　　　　　　　　氏名

電話番号

　下記のとおり法定外公共物の工事の承認について、変更したいので関係書類を添付して申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 法定外公共物の名称 | 道路（里道）　　水路　　堤とう敷　　ため池 |
| 工事目的 |  |
| 工事場所 | 宝塚市　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　地先から  宝塚市　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　地先まで |
| 承認年月日、承認番号及び工事期間 | 年　　月　　日　　　　　　　第　　　　　号  　　　　　年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日まで |
| 変更の理由 |  |
| 変更の内容 |  |
| 工事面積 | 変更前　　　　　　　　　　　変更後 |
| 添付書類 | 位置図、公図の写し、平面図、構造図、縦横断面図、実測求積図  現況写真、変更内容を確認できるもの、  工事の設計書及び実施計画書、利害関係者の同意書、  工事に係る理由書又は説明書、  法定外公共物改築承認通知書又は承認通知書の写しを添付すること。  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 連絡方法 | 担当者氏名  電話 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 起案　平成　　年　　月　　日　　　　　　　　決裁　平成　　年　　月　　日 | | | | | | | | | | | | |
| 上記の申請について、別紙のとおり許可・不許可します。 | | | | | | | | | | | | |
| 課 | | | | | | 合　議 課 | | | | | 宝塚市指令  　　　　第　　　　　号 | |
| 課　長 | | 係　長 | | 係　員 |  | 課　長 | | 係　長 | 係　員 |  |
| 合  議 |  | | | | | 合  議 |  | | | | 合  議 |  |
| 受領印 | | | 受領年月日 | | | 意  見 |  | | | | | |

（規則第３条関係）

法定外公共物工事変更許可（不許可）通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

宝塚市長　　　　　　　　　印

　　　　　年　　　月　　日付で申請のあった法定外公共物の工事の変更申請については、下記のとおり決定をしたので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 法定外公共物の名称 | 道路（里道）　　水路　　堤とう敷　　ため池 |
| 工事目的 |  |
| 工事場所 | 宝塚市　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　地先から  宝塚市　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　地先まで |
| 許可年月日、許可番号及び工事期間 | 年　　月　　日　　　　　　　第　　　　　号  　　　　　年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日まで |
| 工事面積 |  |
| 決定の内容 | 許可　・　不許可 |
| 許可の条件 |  |
| 不許可の理由 |  |

|  |
| --- |
| この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に宝塚市長に対して審査請求をするか、又はこの決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に宝塚市を被告として（訴訟において宝塚市を代表する者は宝塚市長となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えを当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、提起することができます。  　なお、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると、審査請求及びこの決定の取消しの訴えのいずれもすることができなくなります。 |

（規則第４条関係）

工事着手届出書

年　　月　　日

　宝塚市長

住所

　　　　　　　　　　　　氏名

電話番号

　下記のとおり、法定外公共物の工事に着手することをお届けします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 法定外公共物の名称 | 道路（里道）　　水路　　堤とう敷　　ため池 |
| 工事目的 |  |
| 工事場所 | 宝塚市　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　地先から  宝塚市　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　地先まで |
| 承認年月日  及び承認番号 | 年　　月　　日　　　　　　　第　　　　　号 |
| 工事期間 | 年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日まで |

（規則第５条関係）

工事完了届出書

年　　月　　日

　宝塚市長

住所

氏名

電話番号

　下記のとおり、法定外公共物の工事について、　　年　　月　　日に竣工しましたので検査をお願いします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 法定外公共物の名称 | 道路（里道）　　水路　　堤とう敷　　ため池 |
| 工事目的 |  |
| 工事場所 | 宝塚市　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　地先から  宝塚市　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　地先まで |
| 承認年月日  及び承認番号 | 年　　月　　日　　　　　　　第　　　　　号 |
| 添付書類 | 位置図　・平面図　・カラー写真（着手前・施工中・完了後） |
| その他  （土地の帰属が生じ登記申請が必要な場合の必要書類） | ①寄付申出書　②付近見取図　③実測求積図　④字限図  ⑤土地の全部事項証明書　⑥登記承諾書　⑦寄付承諾書  ⑧登記原因証明情報　⑨印鑑証明書　⑩法人の代表者事項証明書  ⑪法人の履歴事項証明書等（社名変更・所在地変更その他がある場合 |
| 連絡方法 | 連絡先  電話 |

　現地立会人

　現地立会日　　　　　　　　年　　月　　日

　そ　の　他

　　　　　年　　月　　日　竣工を認める

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　宝塚市長